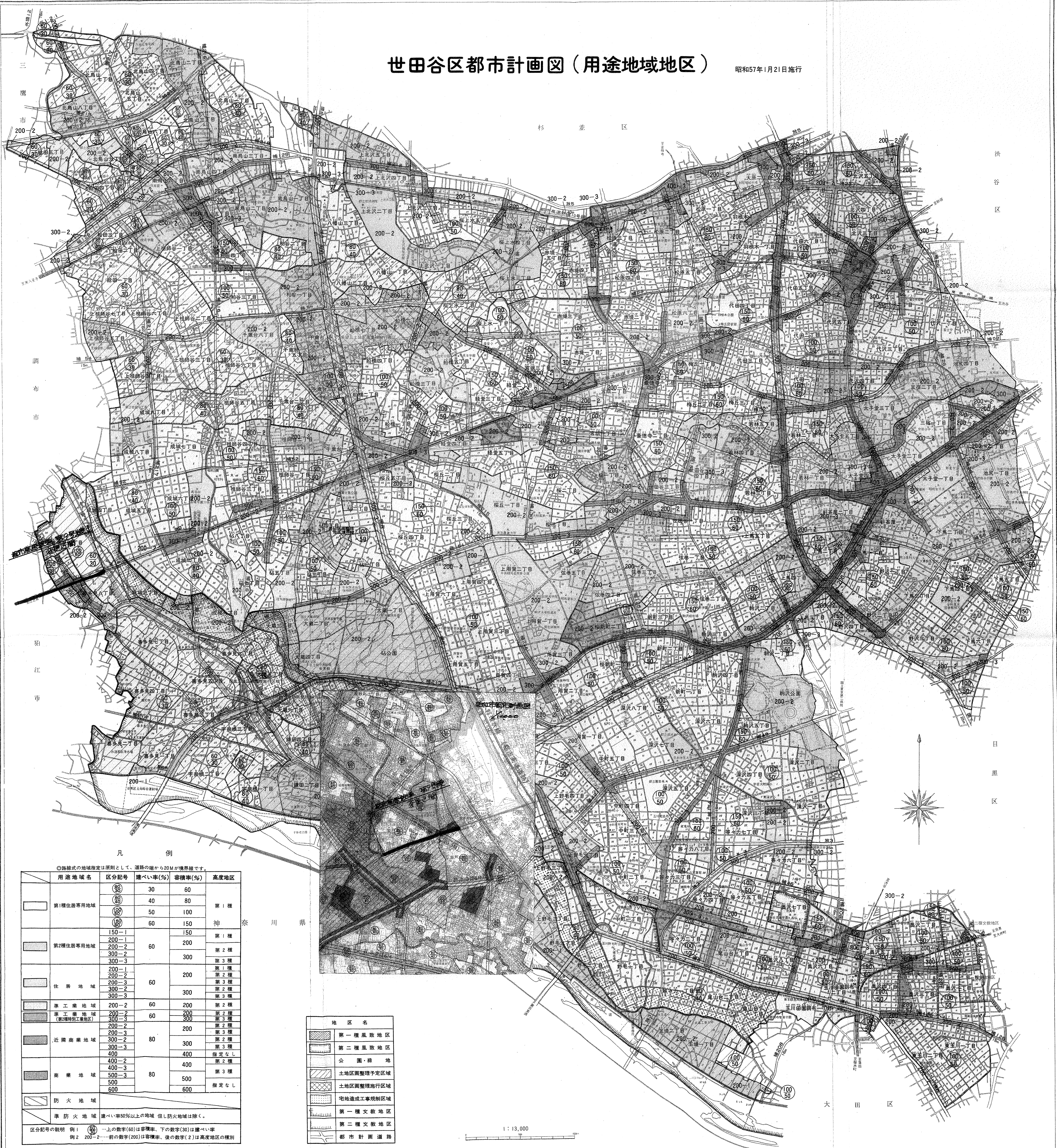


世田谷区都市計画図(用途地域地区)

昭和57年1月21日施行



凡 例

◎路線式の地域指定は原則として、道路の端から20Mが境界線です。

用途地域名	区分記号	建ぺい率(%)	容積率(%)	高度地区
第1種住居専用地域	30	30	60	第1種
	40	40	80	
	50	50	100	
	60	60	150	
第2種住居専用地域	150-1	60	150	第1種
	200-1		200	
	200-2		300	
	300-3		300	
住居地域	200-1	60	200	第1種
	200-2		200	
	200-3		300	
	300-2		300	
準工業地域	200-2	60	200	第2種
	200-3		200	
	300-3		300	
	300-3		300	
準工業地域(第2種特別工業地区)	200-2	60	200	第2種
	200-3		200	
	300-3		300	
	300-3		300	
近隣商業地域	200-2	80	200	第1種
	200-3		200	
	300-2		300	
	300-3		300	
商業地域	400-2	80	400	第2種
	400-3		400	
	500-3		500	
	500		500	
防火地域	600		600	指定なし
準防火地域		建ぺい率50%以上の地域(但し防火地域は除く。)		

区分記号の説明 例1 30 上の数字(60)は容積率、下の数字(30)は建ぺい率
例2 200-2 前の数字(200)は容積率、後の数字(2)は高度地区の種類

地区名

第一種風致地区
第二種風致地区
公園・緑地
土地区画整理予定区域
土地区画整理施行区域
宅地造成工事規制区域
第一種文教地区
第二種文教地区
都市計画道路

昭和57年1月21日現在

本図は「東京都都市計画局地域計画部」に備えおく指定図に基づいて編纂したものであります。都市計画街路、施設等の位置・各区域・地区の境界等は、極力正確を期しましたが、その詳細等は「東京都都市計画局地域計画部土地利用課」又は「世田谷区建築部指導課」に備えている指定図を閲覧して下さい。

建設省国土院承認済(昭50第198号)

縮小図 縮小率 1/13,000